

令和4年8月4日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
(株)フジタ 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
令和4年8月4日～令和4年10月3日(2ヶ月)
地域3(関東支社が所掌する区域)
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要
有資格業者である(株)フジタは、令和4年6月9日、関東支社発注の「首都圏中央連絡自動車道 弓田工事」において、杭打ちの準備作業中、クローラークレーンが東京電力の送電線に接近したことでアーク放電が発生し、施工地域周辺での瞬間的な停電が発生させるという安全管理措置の不適切による公衆損害事故が発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由
上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上